

運行管理者試験 問題と解説 & アプリのご案内



重要問題厳選集

書籍版

旅客編 2024-2025

定価 1,870 円

過去 10 回分以上の過去問を編集部が分析！
よく出題される重要分野を中心に収録！

A5

320
ページ

ポイント
解説

模擬試験
2回



重要問題厳選集

アプリ版

旅客編

App Store / Google Play : 1,800 円

2024-2025 2024 年 7 月頃 リリース予定！

インストール方法 (リリース後)

特設サイト 右記の二次元コードをご利用ください

各ストア 検索 運行管理者試験 旅客 公論出版



※本書籍発刊時点では、『2023-2024』版が表示されます。
必ず『2024-2025』版をご確認の上、インストールしてください。

重要問題厳選集の内容をそのままアプリ化！
出題形式を選べる※など便利機能を多数追加！

※①書籍の掲載順、②前回の続きから、③ランダム

誤答
管理

進行
管理

広告
なし

CBT 試験も再現可能?!
ブックマーク

※アプリのデザインや内容は変更となる場合がございます

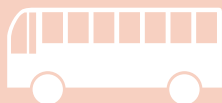
はじめに

- ①本書は（公財）運行管理者試験センターが行う運行管理者試験（旅客）について、内容をジャンル別に区分し、それぞれに解説を加えたものです。
- ②過去8回分の受験者数及び合格率は次のとおりです。

回数	1	2	3	4
実施時期	令和6年3月	令和5年8月	令和5年3月	令和4年8月
受験者数	5,434人	5,158人	4,675人	5,403人
合格率	36.5%	34.5%	35.3%	40.1%
回数	5	6	7	8
実施時期	令和4年3月	令和3年8月	令和3年3月	令和2年8月
受験者数	5,787人	6,740人	7,610人	9,714人
合格率	34.5%	32.6%	47.4%	31.2%

- ③各章の順序は、試験問題と同じく、次のとおりとしました。
- 第1章 道路運送法 第2章 道路運送車両法
第3章 道路交通法 第4章 労働基準法
第5章 実務上の知識及び能力
- ④各章は、**1 法令の要点**、**2 演習問題**、**◆解答&解説**で構成されています。
- ⑤ **1 法令の要点**では、過去に出題された問題に関する法令を、要点を絞って掲載しています。**太字**は特に重要な部分を表しています。
- ⑥ **2 演習問題**では、過去問題を中心とした演習問題を収録しています。次の3種類の問題で構成しています。
- ◎（公財）運行管理者試験センターが公表している「運行管理者試験（CBT試験）出題例」令和2年～4年（3回分計90問）
 - ◎筆記試験問題 令和2年8月、3年3月（2回分計60問）
 - ◎編集部収集作成問題
- ⑦問題の最後の表記は、試験の実施時期を表しています。[R3_3]であれば、令和3年3月実施（令和2年度第2回）の筆記試験の問題、[R4_CBT]であれば「令和4年度運行管理者試験（CBT試験）出題例」の問題となります。

第1章



道路運送法

1. 法律の目的と定義	12	14. 運転基準図・運行表	63
2. 旅客自動車運送事業の種類	13	15. 経路の調査と運行指示書	64
3. 許可	15	16. 乗務員等台帳と乗務員証	67
4. 運送約款	17	17. 特別な指導 [1]	70
5. 事業計画	19	18. 特別な指導 [2]	72
6. 禁止行為と乗合旅客の運送	25	19. 事故の報告 [1]	85
7. 運転者の選任	27	20. 事故の報告 [2]	91
8. 過労の防止	29	21. 運行管理者の選任	97
9. 点呼	37	22. 運行管理者の業務	101
10. 事故等における 掲示・処置・措置	53	23. 運行管理者資格者証	114
11. 輸送の安全	55	24. 運送事業者による運行管理	115
12. 業務記録・事故の記録	57	25. 運転者等の遵守事項	121
13. 運送引受書の交付	62	26. 旅客自動車運送事業者による 輸送の安全に係る情報の公表	128

1 法令の要点と○×式過去出題例

■ 点呼等〔運輸規則第24条〕

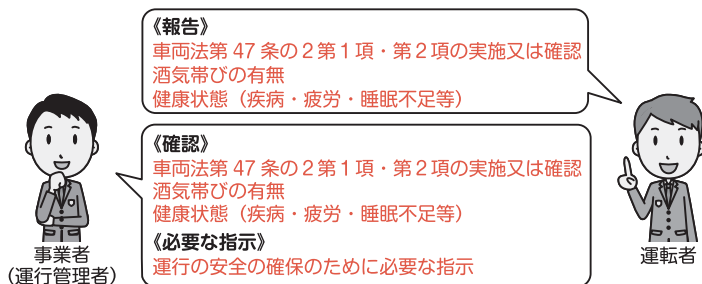
《業務前の点呼》

1. 旅客自動車運送事業者は、業務に従事しようとする運転者又は特定自動運行保安員*（以下「運転者等」という。）に対して**対面**により、又は対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定める方法（運行上やむを得ない場合は電話その他の方法。）により点呼を行い、次の各号に掲げる事項について**報告**を求め、及び確認を行い、並びに事業用自動車の運行の安全を確保するために**必要な指示**を与えなければならない。

①車両法第47条の2（**日常点検整備**）第1項及び第2項（⇒158P）の規定による**点検**の実施又はその確認

②運転者に対しては、**酒気帯び**の有無

③運転者に対しては、**疾病、疲労、睡眠不足**その他の理由により安全な運転をすることができないおそれの有無



【業務前点呼（運転者の場合）】

④特定自動運行保安員*に対しては、特定自動運行业用自動車による運送を行うために必要な自動運行装置の設定の状況に関する確認

*特定自動運行（高速道路等の特定の条件下で、運転者がいない無人状態で自動運行装置（非常時等にすぐに安全な方法で自動停止させる機能を備えているもの）を用いて行う自動運行）（レベル4の自動運転）を行う際に、遠隔地等から自動運行車両を監視・操作する者。

2 演習問題

問1 一般貸切旅客自動車運送事業の事業用自動車の運転者等に対し、各点呼の際に報告を求め、及び確認を行わなければならない事項として、A、B、Cに入るべき字句を下の枠内の選択肢（1～6）から選びなさい。

【業務前点呼】

- (1) 運転者に対しては、酒気帯びの有無
- (2) (A)
- (3) 道路運送車両法の規定による点検の実施又はその確認
- (4) 特定自動運行保安員に対しては、特定自動運行事業用自動車による運送を行うために必要な自動運行装置の設定の状況に関する確認

【業務後点呼】

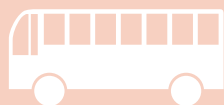
- (1) 当該業務に係る事業用自動車、道路及び運行の状況
- (2) 運転者に対しては、酒気帯びの有無
- (3) (B)

【業務途中点呼】

- (1) (C)
- (2) 運転者に対しては、疾病、疲労、睡眠不足その他の理由により安全な運転をすることができないおそれの有無

- | |
|---|
| <input checked="" type="checkbox"/> 1. 道路運送車両法の規定による点検の実施又はその確認 |
| 2. 当該業務に係る事業用自動車、道路及び運行の状況 |
| 3. 乗客に体調の異変等があった場合にはその状況及び措置 |
| 4. 運転者に対しては、疾病、疲労、睡眠不足その他の理由により安全な運転をすることができないおそれの有無 |
| 5. 運転者に対しては、酒気帯びの有無 |
| 6. 他の運転者等と交替した場合にあっては法令の規定による通告 |

第2章



道路運送車両法

1. 法律の目的と定義	140	4. 点検整備	158
2. 登録制度	141	5. 保安基準	166
3. 自動車の検査	147		

1 法令の要点

■ 登録の一般的効力 [車両法第4条・第5条]

《車両法第4条》

1. 自動車（軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車を除く）は、自動車登録ファイルに登録を受けたものでなければ、これを**運行の用に供してはならない**。

《車両法第5条》

1. 登録を受けた自動車※の**所有権の得喪**は、登録を受けなければ、**第三者に対抗することができない**。

※自動車抵当法第2条ただし書きに規定する大型特殊自動車を除く。

■ 自動車登録番号標の封印等 [車両法第11条]

4. 自動車の所有者は、自動車登録番号標に取り付けられた封印が滅失し、又は毀損したときは、国土交通大臣又は封印取付受託者の行う**封印の取付け**を受けなければならない。
5. **何人も**、国土交通大臣若しくは封印取付受託者が取付けをした封印又はこれらの者が封印の取付けをした自動車登録番号標は、これを**取り外してはならない**。ただし、**整備**のため特に必要があるときその他の国土交通省令で定めるやむを得ない事由に該当するときは、この限りでない。

■ 変更登録 [車両法第12条]

1. 自動車の**所有者**は、登録されている型式、車台番号、原動機の型式、所有者の氏名若しくは名称若しくは**住所**又は**使用の本拠の位置**に変更があったときは、その事由があった日から**15日以内**に、国土交通大臣の行う変更登録の申請をしなければならない。ただし、移転登録又は永久抹消登録の申請をすべき場合は、この限りでない。

■ 移転登録 [車両法第13条]

1. 新規登録を受けた自動車（登録自動車）について所有者の変更があったときは、新所有者は、その事由があった日から**15日以内**に、国土交通大臣の行う移転登録の申請をしなければならない。

※第12条第1項のただし書きの規定により、移転登録をする場合は変更登録の必要がなくなる。このため、所有者の変更があった場合は「移転登録」の規定が優先される。変更登録の規定は、所有者の住所変更などの際に適用される。

Check 車両法に関する日数のまとめ [編集部]

15日以内	変更登録（第12条）、移転登録（第13条）、永久抹消登録（第15条）、一時抹消登録（第16条）、自動車検査証記録事項の変更（第67条）、自動車検査証の返納（第69条）
5日以内	臨時運行の許可（第35条）

2 演習問題

問1 自動車の登録等についての次の記述のうち、誤っているものを1つ選びなさい。
 なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

1. 何人も、国土交通大臣の許可を受けたときを除き、自動車の車台番号又は原動機の型式の打刻を塗まつし、その他車台番号又は原動機の型式の識別を困難にするような行為をしてはならない。
2. 登録を受けた自動車の所有権の得喪^{とくそう}は、登録を受けなければ、第三者に対抗することができない。
3. 登録自動車について所有者の変更があったときは、新所有者は、その事由があった日から30日以内に、国土交通大臣の行う移転登録の申請をしなければならない。
4. 道路運送車両法に規定する自動車の種別は、自動車の大きさ及び構造並びに原動機の種類及び総排気量又は定格出力を基準として定められ、その別は、普通自動車、小型自動車、軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車である。

第3章



道路交通法

- | | |
|------------------------|-------------------------|
| 1. 法律の目的と定義 …………… 180 | 9. 灯火と合図の時期 …………… 227 |
| 2. 自動車の種類と運転免許 …… 183 | 10. 乗車又は積載方法の制限等 …… 233 |
| 3. 信号機の意味 …………… 191 | 11. 酒気帯び運転の禁止 …………… 235 |
| 4. 最高速度・高速道路 …………… 193 | 12. 過労運転の禁止 …………… 237 |
| 5. 追越し …………… 201 | 13. 運転者の遵守事項 …………… 239 |
| 6. 車両の通行方法 …………… 208 | 14. 交通事故の場合の措置 …… 251 |
| 7. 交差点 …………… 218 | 15. 使用者に対する通知 …… 253 |
| 8. 停車及び駐車禁止場所 …… 221 | 16. 道路標識 …………… 254 |

16

道路標識

1 道路標識の名称と意味

道路標識の名称と意味 [編集部]

標 識	標識名称	意 味
	車両進入禁止	道路における車両の通行につき一定の方向にする通行が禁止される道路において、車両がその禁止される方向に向かって進入することができない。
	二輪の自動車以外の自動車通行止め	二輪自動車以外、通行することができない。
	大型乗用自動車等通行止め	大型自動車、特定中型自動車※1の通行を禁止する。
	駐停車禁止	8時から20時までの間は駐停車してはならない。
	駐車禁止	8時から20時までの間は駐車してはならない。
	車両横断禁止	車両は横断（道路外の施設又は場所に入出するための左折を伴う横断を除く。）することができない。
	追越しのための右側部分はみ出し通行禁止	道路の中央線から右側部分にはみ出して追い越しをしてはならない。
 追越し禁止	追越し禁止	自動車は、他の自動車を追い越してはならない。
	高さ制限	自動車の高さが3.3メートルを超える車両の通行を禁止する。
	最大幅	自動車の幅が2.2メートルを超える車両の通行を禁止する。

2 演習問題

問1 次に掲げる標識に関する次の記述のうち、誤っているものを1つ選びなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

1. 緊急通行車両その他の車両であって、広域災害応急対策の実施に関し道路管理者が必要と認める者以外の者の利用を禁止する。



「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」に定める様式文字、記号及び縁を白色、地を青色とする。

2. この標識より先にある道路の道幅が狭くなることを表している。



「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」に定める様式縁線、文字及び記号を黒色、縁及び地を黄色とする。

3. 自動車は、当該車両通行帯を通行している場合において、後方から路線バス等が接近してきたときは、その正常な運行に支障を及ぼさないように、すみやかに当該車両通行帯の外に出なければならない。



「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」に定める様式文字、記号及び縁を白色、地を青色とする。

4. 車両は、8時から20時までの間は駐車してはならない。



「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」に定める様式斜めの帯及び枠を赤色、文字及び縁を白色、地を青色とする。

第4章



労働基準法

- | | | | |
|-----------------|-----|---------------------|-----|
| 1. 労働契約…………… | 266 | 5. 労働時間の改善基準（目的）… | 289 |
| 2. 労働時間・休日…………… | 273 | 6. 労働時間の改善基準（タクシー）… | 290 |
| 3. 就業規則…………… | 280 | 7. 労働時間の改善基準（バス）… | 296 |
| 4. 健康診断…………… | 284 | | |

7

労働時間の改善基準【バス】

1 法令の要点

■ 一般乗合・貸切旅客自動車運送事業に従事する自動車運転者の拘束時間等 [改善基準第5条]

1. 使用者は、一般乗合・貸切旅客自動車運送事業に従事する自動車運転者（バス運転者等）を使用する場合は、その拘束時間、休息期間及び運転時間については、次に定めるところによるものとする。

拘束時間	始業時刻から終業時刻までの時間で、労働時間と休憩時間（仮眠時間を含む）の合計時間
休息期間	勤務と次の勤務の間の時間で、睡眠時間を含む労働者の生活時間として、労働者にとって全く自由な時間

《1か月（1年）、4週平均1週（52週）の拘束時間》

- ①拘束時間は、次の**いずれか**の基準を満たすものとする。

イ 1ヵ月について**281時間**を超えず、**かつ**、**1年**について**3,300時間**を超えないものとする。ただし、貸切バス等乗務者（※1）の拘束時間は、労使協定により、1年について6ヵ月までは、1ヵ月について**294時間**まで延長することができ、**かつ**、1年について**3,400時間**まで延長することができる。

ロ 4週間を平均し1週間当たり**65時間**を超えず、**かつ**、**52週間**について**3,300時間**を超えないものとする。ただし、貸切バス等乗務者の拘束時間は、労使協定により、**52週間のうち24週間**までは4週間を平均し1週間当たり**68時間**まで延長することができ、**かつ**、**52週間**について**3,400時間**まで延長することができる。

- ②①イただし書の場合においては、1ヵ月の拘束時間について**281時間を超える月が4ヵ月を超えて連続しない**ものとし、①ロただし書の場合においては、4週間を平均した1週間当たりの拘束時間が**65時間**を超える週が**16週間**を超えて連続しないものとする。

《1日の拘束時間》

- ③**1日（始業時刻から起算して24時間をいう。）**についての拘束時間は、**13時間**を超えないものとし、当該拘束時間を延長する場合であっても、最大拘束時間は**15時間**とすること。この場合において、1日についての拘束時間が**14時間**を超える回数を**できるだけ少なくするよう努める**ものとする。

問2 下表は、貸切バスの運転者の4週間を平均した1週間当たりの拘束時間と、52週間についての拘束時間の例を示したものであるが、このうち、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」に適合しているものを1つ選びなさい。なお、隔日勤務に就く場合には該当しないものとする。また、「4週間を平均した1週間当たりの拘束時間の延長に関する労使協定」があるものとする。[R3_CBT改]

1.

	1週～4週	5週～8週	9週～12週	13週～16週	17週～20週	21週～24週	25週～28週	29週～32週	33週～36週	37週～40週	41週～44週	45週～48週	49週～52週	52週間合計
4週間を平均した1週間当たりの拘束時間	66	68	60	62	67	66	58	62	66	67	64	63	68	3,348

2.

	1週～4週	5週～8週	9週～12週	13週～16週	17週～20週	21週～24週	25週～28週	29週～32週	33週～36週	37週～40週	41週～44週	45週～48週	49週～52週	52週間合計
4週間を平均した1週間当たりの拘束時間	64	66	64	68	65	66	60	61	67	70	62	66	61	3,360

3.

	1週～4週	5週～8週	9週～12週	13週～16週	17週～20週	21週～24週	25週～28週	29週～32週	33週～36週	37週～40週	41週～44週	45週～48週	49週～52週	52週間合計
4週間を平均した1週間当たりの拘束時間	65	63	60	66	64	62	67	62	60	68	62	67	66	3,328

4.

	1週～4週	5週～8週	9週～12週	13週～16週	17週～20週	21週～24週	25週～28週	29週～32週	33週～36週	37週～40週	41週～44週	45週～48週	49週～52週	52週間合計
4週間を平均した1週間当たりの拘束時間	68	68	65	67	64	65	68	64	68	67	63	65	64	3,424

◆ 解答&解説

問1 【解答 A-2, B-6, C-4, D-7】

改善基準第5条第1項①口。

問2 【解答 3】

改善基準第5条第1項①口。

拘束時間が4週間を平均し1週間当たり65時間を超えず、かつ、52週間について3,300時間を超えないものとする。ただし、労使協定があるときは、52週間のうち24週間までは、4週間を平均し1週間当たり68時間まで、かつ、52週間について3,400時間まで延長することができる。

ポイントは、①65時間超が24週間（6区分）を超える、②65時間超の週が16週間（4区分）を超えて連続している、③68時間超の区分が1区分以上ある、④52週間（1年間）合計の拘束時間が3,400時間を超える、のいずれかにあてはまると改善基準違反になる。

1.

	1週～4週	5週～8週	9週～12週	13週～16週	17週～20週	21週～24週	25週～28週	29週～32週	33週～36週	37週～40週	41週～44週	45週～48週	49週～52週	52週間合計
4週間を平均した1週間当たりの拘束時間	66	68	60	62	67	66	58	62	66	67	64	63	68	3,348

- ①拘束時間が65時間を超えている区分は、1～4週、5～8週、17～20週、21～24週、33～36週、37～40週、49～52週の7区分。7区分×4週間＝28週間。
- ②拘束時間が65時間を超える週は、16週間を超えて連続していない。
- ③拘束時間が68時間を超える区分はない。
- ④52週間についての拘束時間は3,400時間を超えていない。

結果 拘束時間の65時間超が28週間あるため、改善基準に違反している。

2.

	1週～4週	5週～8週	9週～12週	13週～16週	17週～20週	21週～24週	25週～28週	29週～32週	33週～36週	37週～40週	41週～44週	45週～48週	49週～52週	52週間合計
4週間を平均した1週間当たりの拘束時間	64	66	64	68	65	66	60	61	67	70	62	66	61	3,360

- ①拘束時間が65時間を超えている区分は、5～8週、13～16週、21～24週、33～36週、37～40週、45～48週の6区分。6区分×4週間＝24週間。
- ②拘束時間が65時間を超える週は、16週間を超えて連続していない。
- ③37～40週の拘束時間が70時間で68時間を超えている。
- ④52週間についての拘束時間は3,400時間を超えていない。

結果 37～40週の拘束時間が70時間のため、改善基準に違反している。

第5章



実務上の知識及び能力

- | | | | |
|--------------------|-----|------------------|-----|
| 1. 運行管理者 …………… | 360 | 6. 交通事故防止 …………… | 447 |
| 2. 配置基準 …………… | 394 | 7. 視覚と視野と夜間等の運転 | 456 |
| 3. 運転者の健康管理 …………… | 408 | 8. 走行時に働く力と諸現象 … | 462 |
| 4. 交通事故等緊急事態 …………… | 418 | 9. 自動車に関する計算問題 … | 466 |
| 5. 事故の再発防止策 …………… | 423 | | |

2

配置基準

1 交替運転者の配置基準

■ 高速乗合バス及び貸切バスの交替運転者の配置基準について（※）

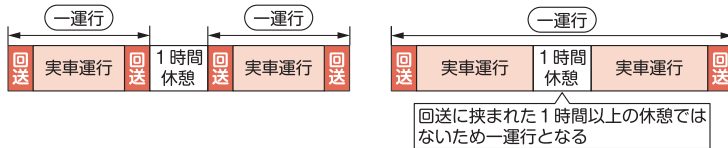
※以下「配置基準」という。高速乗合バスについては省略。以下同じ。

1. 用語の定義

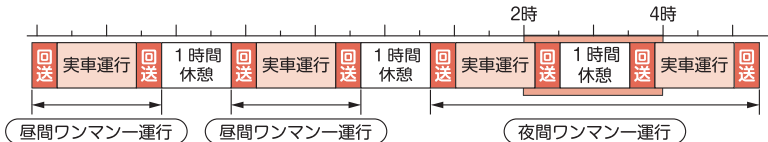
- (4) **1日の乗務**：1人の運転者が1日（始業から起算して24時間をいう。以下同じ。）のうち、最初に**運転を開始**してから、最後に**運転を終了**するまでの間の乗務をいう。
- (5) **一運行**：1人の運転者の1日の乗務のうち、**回送運行を含む**運転を開始してから運転を終了するまでの一連の乗務を一運行という。ただし、1人の運転者が1日に2つ以上の実車運行に乗務し、**その間に連続1時間以上**の休憩を確保する場合であって、当該休憩の**直前及び直後に回送運行**があるときには、当該休憩の前後の実車運行はそれぞれ別の運行とする。なお、1人の運転者が同じ1日の乗務の中で**2つの夜間ワンマン運行**に連続して乗務する場合には、運行と運行の間に連続1時間以上の休憩を挟んでいても、これらの連続する運行を合わせて**1つの夜間ワンマン運行**とみなす。

★一運行のポイント★

- ① 1人の運転者が1日に2つ以上の実車運行に乗務し、その間に連続1時間以上の休憩を確保する場合で直前直後に回送運行があると、休憩の前後の実車運行はそれぞれ別の運行になる。ただし、直前及び直後に回送運行がないと一運行になる。

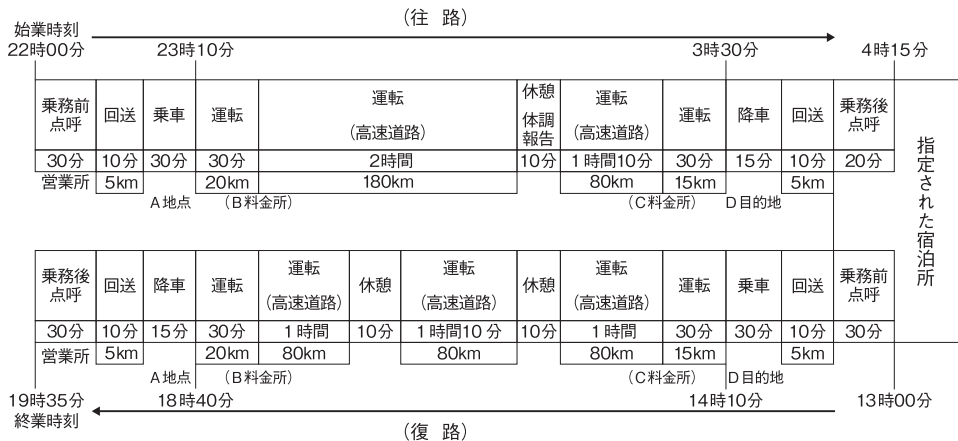


- ② 1日の乗務の中で2つの夜間ワンマン運行に連続して乗務する場合、直前直後に回送運行があり、連続1時間以上の休憩を挟んでいても、1つの夜間ワンマン運行となる。



- (7) **夜間ワンマン運行**：最初の旅客が乗車する時刻若しくは最後の旅客が降車する時刻（運転を交替する場合にあっては実車運行を開始する時刻若しくは実車運行を終了する時刻）が**午前2時から午前4時までの間**にあるワンマン運行又は**当該時刻をまたぐ**ワンマン運行をいう。

問5 旅行者から貸切バス事業者に対し、ツアー客の運送依頼があった。これを受けて運行管理者は、下の図に示す運行計画を立てた。この運行に関する次の1～3の記述について、解答しなさい。なお、解答にあたっては、〈運行計画〉及び各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。[R4_CBT改]



〈運行計画〉

A地点にてハイキングツアー客を乗車させ、D目的地まで運送した後、指定された宿泊所にて休息する。その後、D目的地にてハイキングツアー客を乗車させ、A地点で降車させる行程とする。当該運行は、デジタル式運行記録計を装着した乗車定員45名の貸切バスを使用し、運転者は1人乗務とする。

1. 当該運行の1日における実車距離の設定は、「高速乗合バス及び貸切バスの交替運転者の配置基準について」（以下「配置基準」という。）に照らし違反しているか否かについて、正しいものを1つ選びなさい。
- ①違反していない ②違反している
2. 当該夜間ワンマン運行における実車運行区間の途中における休憩の確保は、「配置基準」に照らし違反しているか否かについて、正しいものを1つ選びなさい。
- ①違反していない ②違反している
3. 当該運行の連続運転時間の中断方法について、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」に照らし、違反しているか否かについて、正しいものを1つ選びなさい。
- ①違反していない ②違反している

往路と復路の合計570kmが実車距離となる（回送運行となる営業所～A地点の5km、D目的地～指定された宿泊所の5km、指定された宿泊所～D目的地の5km、A地点～営業所の5kmは、実車距離に含まない）。

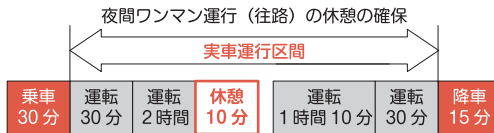
◎1日における実車距離は570kmで、配置基準に定める限度（600km）を超えていないため、**違反していない。**

2. [配置基準] 2 (1) ①・⑤。

夜間ワンマン運行の実車運行区間において、運行指示書上、実車運行区間における運転時間概ね2時間毎に連続20分以上（一運行の実車距離が400km以下の場合にあっては、実車運行区間における運転時間概ね**2時間毎に連続15分以上**）の休憩を確保する。

往路は夜間ワンマン運行の実車距離が400km以下（1より295km）であるため、運転時間概ね**2時間毎に連続15分以上の休憩**を確保していればよい。

◎夜間ワンマン運行の実車運行区間の途中における休憩は、30分+2時間運行した後に10分休憩、1時間10分+30分運行した後に降車している。最初の実車運行区間において、2時間30分運転した上に、その後の休憩が10分のため、実車運行区間の途中における休憩の確保は、配置基準に定める限度に**違反している。**



3. 改善基準第5条第1項⑥。⇒297P

「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（以下、「改善基準」という。）において、**連続運転時間は、4時間を超えないものとする。**また、連続運転時間とは、1回が10分以上で、かつ、合計が**30分以上の中断**をすることなく連続して運転する時間をいう。したがって、当該運行において、4時間を超えないように30分以上中断していれば連続運転時間の限度に違反していない。なお、この設問は「改善基準」における連続運転時間の限度が適切であるかを判断するため、「配置基準」における連続運転時間の限度が適切であるかは判断しなくてよい。

《当該運行の連続運転時間》

最初の運転時間10分に付随する中断時間は30分で適合している。しかし、この後の連続運転時間が合計**4時間10分**となり、4時間を超え、付随する中断時間も合計25分のため、**改善基準に違反している。**

乗務開始	運転 10分	中断 30分	運転 30分	運転 2時間	中断 10分	運転 1時間10分	運転 30分	中断 15分	運転 10分	乗務終了
運転：10分 中断：30分			運転：4時間10分 中断：25分							

運転時間**4時間10分**で4時間を超えているため**改善基準に違反**

運行管理者試験 問題と解説
旅客編 令和6年8月
CBT試験受験版

定価2,640円／送料300円（共に税込）

■発行日 令和6年5月 初版

※電話でのお問合せは受け付けておりません。

※落丁・乱丁・書籍の内容に誤り等ございましたら、P.10「本書籍に関するお問い合わせ」に記載の問合せフォームよりご連絡ください。

■発行所 株式会社 公論出版
〒110-0005
東京都台東区上野3-1-8
TEL：03-3837-5731（編集）
HP：<https://www.kouronpub.com/>